

国立大学法人群馬大学外部資金受入審査取扱要領

	平成16. 4. 1	制定
改正	平成16.12. 1	平成17. 4. 1
	平成17. 6. 1	平成18. 6. 1
	平成19. 4. 1	平成19.10. 1
	平成19.12. 1	平成20.12. 1
	平成21. 6.24	平成22. 4. 1
	平成25. 4. 1	平成26. 4. 1
	平成28. 4. 1	平成29. 4. 1
	平成29. 5. 1	平成29.12. 1
	平成31. 4. 1	令和 2. 4. 1
	令和 3. 1.14	令和 3. 4. 1
	令和 5. 4. 1	令和 6. 4. 1

(目 的)

第1 この要領は、国立大学法人群馬大学受託研究取扱規程（以下「受託研究規程」という。）第2条に規定する研究等（以下「受託研究」という。）、国立大学法人群馬大学共同研究取扱規程（以下「共同研究規程」という。）第1条に規定する共同研究（以下「共同研究」という。）及び国立大学法人群馬大学寄附金事務取扱規程（以下「寄附金規程」という。）第2条に規定する寄附金並びに助成金（以下「寄附金等」という。）の受入に当たって公正に審査し、その適正を期することを目的とする。

(定 義)

第2 この要領において「外部資金」とは、受託研究に要する経費、共同研究に要する経費及び寄附金等をいう。

2 この要領において「申込書等」とは、受託研究においては受託研究申込書又は契約書案、共同研究においては共同研究申込書、寄附金等においては寄附金申込書又は助成金採択通知書をいう。

3 この要領において「学部等」とは、受託研究規程第2条第5項、共同研究規程第2条第6項及び寄附金規程第2条第1項に規定する学部等をいう。

4 この要領において「学部長等」とは、前項の学部等の長をいう。

(委員会)

第3 第1の目的を達成するため、学部長等の諮問機関として学部等に外部資金受入審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組 織)

第4 委員会は、別表に定める委員をもって組織し、学部長等が委嘱する。

- 2 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 学部長等は、委員の委嘱を行ったときは、速やかに学長にその旨を報告するものとする。

(委員長)

- 第5 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

- 第6 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(審査)

- 第7 学部長等は、外部資金の申込みを行う者から申込書等を受理したとき又は寄附金規程第4条第1項第1号に規定する募集要項による受入れを実施するときは、委員会に審査を付託するものとする。
- 2 委員会は、前項に掲げる申込書等又は募集要項に記載された内容が、該当する外部資金の取扱規程に適合し、本学の教育研究又は本学の運営上有意義であり、かつ、本学の業務に支障を生じないものであることを審査するものとする。
 - 3 外部資金の受入れ審査の決定は、出席者の3分の2以上の合意により行うものとする。

(報告)

- 第8 委員会は、第7に定める審査を経て外部資金の受入れの可否を決定したときは、外部資金受入審査結果報告書を作成し、関係書類を添付して学部長等に報告するものとする。

(事務)

- 第9 委員会の事務は、研究推進部産学連携推進課において処理する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

別表

外部資金受入審査委員会委員

学 部 等	委 員
事 務 局	事務局長が指名する者最低 3 人以上とする。
共 同 教 育 学 部	教授、准教授又は講師最低 5 人以上とする。
情 報 学 部	〃 5 〃
医 学 部	〃 5 〃
医 学 系 研 究 科	〃 5 〃
保 健 学 研 究 科	〃 5 〃
理工学府（理工学部を含む。）	〃 5 〃
パブリックヘルス学環	学環長が指名する者最低 3 人以上とする。
医理工レギュラトリー サイエンス学環	学環長が指名する者最低 3 人以上とする。
生 体 調 節 研 究 所	教授、准教授又は講師最低 3 人以上とする。
総合情報メディアセンター	総合情報メディアセンター長が指名する者最低 3 人以上とする。
医 学 部 附 属 病 院	教授、准教授又は講師最低 5 人以上とする。
大学教育・学生支援機構	大学教育・学生支援機構長が指名する者最低 3 人以上とする。
研究・産学連携推進機構	研究・産学連携推進機構長が指名する者最低 3 人以上とする。
重粒子線医学推進機構	重粒子線医学推進機構長が指名する者最低 3 人以上とする。
未 来 先 端 研 究 機 構	未来先端研究機構長が指名する者最低 3 人以上とする。
数理データ科学教育 研究センター	数理データ科学教育研究センター長が指名する者最低 3 人以上と する。
食健康科学教育研究 センター	食健康科学教育研究センター長が指名する者最低 3 人以上とす る。
ダイバーシティ推進 センター	ダイバーシティ推進センター長が指名する者最低 3 人以上とす る。